

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
14	教育・保育給付、施設等利用給付の支給及び保育料の徴収に関する事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

亀岡市は、教育・保育給付、施設等利用給付の支給及び保育料の徴収に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等に影響を及ぼしかねないこと認識し、漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、個人の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言します。

特記事項

評価実施機関名

京都府亀岡市長

公表日

令和3年12月6日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	教育・保育給付、施設等利用給付の支給及び保育料の徴収に関する事務
②事務の概要	子ども・子育て支援法等に基づき、教育・保育給付認定業務、施設等利用給付認定業務、施設入所事務、保育料・副食費の決定事務、補足給付事業の決定事務について、特定個人情報を取り扱う。
③システムの名称	子ども子育て支援システム、基幹業務支援システム、宛名・納付システム、中間サーバ、団体内統合利用番号連携システム、京都府・市町村共同電子申請システム
2. 特定個人情報ファイル名	
受給者台帳情報ファイル、電子申請データファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一 第8項及び第94項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	【情報照会の根拠】 番号法第19条第8号 別表第二 項番13、16及び116
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	こども未来部保育課
②所属長の役職名	保育課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務部総務課(市民情報コーナー) 京都府亀岡市安町野々神8番地 0771-25-5095
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	こども未来部保育課 京都府亀岡市安町釜ヶ前82番地 0771-25-5028

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和3年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和3年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [<input type="radio"/>]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [<input type="radio"/>]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [<input type="checkbox"/>]接続しない(入手) [<input type="radio"/>]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [<input type="checkbox"/>] 内部監査 [<input type="checkbox"/>] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年4月1日	公表日	平成30年2月27日	平成30年4月1日	事後	
平成30年4月1日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成30年2月27日	平成30年4月1日	事後	
平成30年4月1日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成30年2月27日	平成30年4月1日	事後	
令和1年6月28日	公表日	平成30年4月1日	令和1年6月28日	事後	
令和1年6月28日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担 当部署 ①部署	健康福祉部保育課	こども未来部保育課	事後	
令和1年6月28日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担 当部署 ②所属長の役職名	保育課長 阿久根 由美子	保育課長	事後	
令和1年6月28日	I 関連情報 8. 特定個人情報保護ファイ ルの取扱いに関する問合せ	健康福祉部保育課	こども未来部保育課	事後	
令和1年6月28日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成30年4月1日	平成31年4月1日	事後	
令和1年6月28日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成30年4月1日	平成31年4月1日	事後	
令和1年6月28日	Ⅳリスク対策	記載なし	リスク対策の追加	事後	
令和1年7月19日	評価書名	施設型給付の支給及び保育料の徴収に関する 事務	教育・保育給付、施設等利用給付の支給及び 保育料の徴収に関する事務	事後	
令和1年7月19日	個人のプライバシー等の権利 利益の保護の宣言	施設型給付の支給及び保育料の徴収に関する 事務	教育・保育給付、施設等利用給付の支給及び 保育料の徴収に関する事務	事後	
令和1年7月19日	公表日	令和元年6月28日	令和1年7月19日	事後	
令和1年7月19日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り 扱う事務 ①事業の名称	施設型給付の支給及び保育料の徴収に関する 事務	教育・保育給付、施設等利用給付の支給及び 保育料の徴収に関する事務	事後	
令和1年7月19日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り 扱う事務 ②事業の概要	子ども・子育て支援法等に基づき、支給認定業 務、施設入所事務、保育料の決定事務につい て、特定個人情報を取り扱う。	子ども・子育て支援法等に基づき、教育・保育 給付認定業務、施設等利用給付認定業務、施 設入所事務、保育料・副食費の決定事務、補足 給付事業の決定事務について、特定個人情報 を取り扱う。	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年3月31日	公表日	令和1年7月19日	令和3年3月31日	事後	
令和3年3月31日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日	令和3年3月1日	事後	
令和3年3月31日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日	令和3年3月1日	事後	
令和3年7月9日	公表日	令和3年3月31日	令和3年7月9日	事後	
令和3年7月9日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和3年3月1日	令和3年4月1日	事後	
令和3年7月9日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和3年3月1日	令和3年4月1日	事後	
令和3年12月6日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号	番号法第19条第8号	事後	
令和3年12月6日	公表日	令和3年7月9日	令和3年12月6日	事後	